北本市避難行動要支援者避難支援全体計画

1 目的

この計画は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)について、避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎となる名簿(以下「避難支援等」を対する関係者(以下「避難支援等関係者」という。)の作成及び避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)を定め、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握,防災情報伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制の確立を目的とする。

2 要配慮者の把握

市長は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握する ために、市の関係部局で把握している要配慮者(要介護高齢者や障がい者、妊産婦及び乳幼児、傷 病者、日本語が不自由な外国人など)の情報を集約する。また、市が把握していない情報で避難行 動要支援者名簿の作成のため必要があるときは、埼玉県知事その他の者に対して情報提供を求め、 必要な情報の取得に努める。

3 避難行動要支援者名簿に掲載する者

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、市内に住所を有し生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

- (1) 重度要介護認定者 … 介護保険の要介護認定で、要介護3以上である者
- (2) 身体障がい者 … 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が2級以上である者
- (3) 知的障がい者 … 療育手帳の交付を受け、障がいの程度が@及びAである者
- (4) 精神障がい者 … 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級である者
- (5) 難病患者 … 手帳を所持していないが避難支援を必要とする者
- (6) 75歳以上のひとり暮らし及び75歳以上のみの世帯である者
- (7) (1)から(6)のほか、要支援者として市長が認める者
 - 例) 災害時に自力で避難できないなど、避難に当たり支援を要し、家族等の支援を得られない状況にある者。

4 避難支援等関係者となる者

次に掲げる者を避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者とする。

- (1) 消防機関
- (2) 埼玉県警
- (3) 民生委員
- (4) 北本市社会福祉協議会
- (5) 自主防災組織及び自治会
- (6) (1)から(5)のほか、避難支援等関係者として市長が認める者

5 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 市長は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要援護者に該当する者を把握するために 必要な限度の範囲内で情報を集約し、避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)を作成する。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- (2) 市長は、平時から避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報を最新の状態に保つように努める。

【名簿情報の更新】

- ① 新たに北本市に転入してきた要介護高齢者、障がい者等や新たに介護認定や障がい認 定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に記載する とともに、新規に避難行動要支援者名簿に記載された者に対して、平常時から避難支援等 関係者に対して名簿情報を提供することについての同意の確認を行う。
- ② 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。
- (3) 名簿は、保健福祉部高齢介護課、障がい者福祉課と市民経済部くらし安全課に備え、適正な 情報管理を行う。

6 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

- (1) 市長は、別紙「北本市避難行動要支援者名簿の情報提供同意書」(第1号様式。以下「同意書」 という。)により平常時から予め避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意した 者の名簿情報を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。
- (2) 市長は、名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう指導する。

【適正な情報管理】

- ①自主防災組織及び自治会への名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域 に限り提供する。
- ②避難支援等関係者は、名簿を取扱う者を限定し、名簿の提供を受けた際には、「避難行動要支援者名簿に関する受領書」(第2号様式。以下「受領書」という。)を市長に提出しなければならない。
- ③避難支援等関係者は、施錠可能な場所に名簿を保管するなど、名簿情報漏えいの防止に 必要な措置を講じ、厳重に管理しなければならない。なお、万一、名簿を紛失した場合 は、速やかに市長に報告しなければならない。
- ④市長の許可なく名簿情報を複製及び複写をしてはならない。

⑤名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援 者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者を含む名簿情報の提供

- (1) 災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために名簿情報の提供が特に必要であると市長が認めるときは、その同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
- (2) 市長は、緊急に名簿情報を提供する場合の名簿情報漏えい防止のための必要な措置を講ずるよう努め、避難支援等関係者その他の者に対し適正な情報管理を図るよう指導する。

【適正な情報管理】

- ①市長の許可なく名簿情報を複製及び複写をしてはならない。
- ②市長は、災害対応収束後、速やかに提供した名簿を回収する。
- ②名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援 者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 避難のための情報伝達

- (1) 市は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがあると場合においては、北本市地域防災計画及び「大雨等による避難準備情報等の発令の判断基準及び伝達方法」に基づき避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令・伝達を適時適切に発令し、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難行動を行うことができるよう努める。
- (2) 市は、緊急かつ着実な避難指示等が伝達できるよう、多様な手段を活用して情報伝達を行う (防災行政無線、市広報車、消防団による広報、電話、FAX、携帯電話、e 防メール、市ホ ームページ、Facebook、Twitter、mixi 等)。

9 避難行動要支援者の避難支援

- (1) 避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難支援を実施する。 ただし、避難支援等関係者は自らの安全や家族等の安全が前提であり、可能な範囲で避難支援等を実施する。
- (2) 避難支援等関係者は、避難準備情報、避難勧告、避難指示等が発令されたときは、名簿を活用して着実な情報伝達及び安否の確認、避難の支援を実施する。

ただし、避難支援等関係者は自ら、震度5強以上と判断(テレビやラジオ等での確認は不要) した地震の場合や、避難行動要支援者に危険が迫っていると判断した場合は、市からの避難情報伝達の有無に関係なく、安否確認や状況に応じて避難支援等を実施する。

<気象庁震度階級表>

震度階級	人	間	屋内の状況				屋外の状況
5強	非常な恐怖	iを感じる。	棚にある	食器類、	書棚の	り本の多	補強されていないブロック塀の
	多くの人だ	が行動に支	くが落ち	る。テレ	ビが台	台から落	多くが崩れる。据え付けが不十分
	障を感じる	0	ちること	がある。	タンス	スなど重	な自動販売機が倒れることがあ
			い家具が作	倒れるこ	とがは	ある。変	る。多くの墓石が倒れる。自動車

	形によりドアが開かなくなる	の運転は困難となり、停止する。
	ことがある。一部の戸が外れ	
	る。	

(3) 市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

10 個別計画の策定

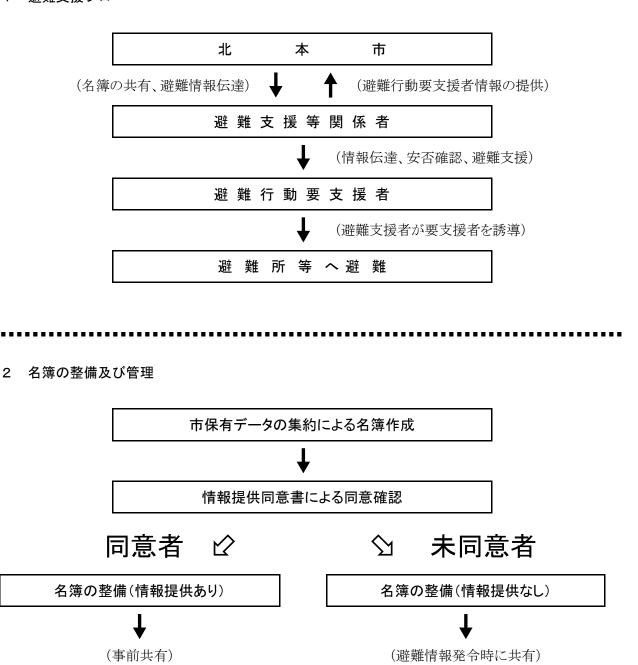
避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者ごと に具体的に記載する個別計画を策定する。

- (1) 市は、地域の特性や実情を踏まえ、避難行動要支援者と具体的な打合せを行い、個別計画を 作成する。
- (2) 個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在時の対応などを記載する。
- (3) 平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が連携して、避難支援等の具体的な支援方法について打合せをおこなうよう努める。
- (4) 自主防災組織や自治会、民生委員等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整役としてのコーディネーターとしての協力を求める。
- (5) 避難支援等関係者、特に自主防災組織や自治会は、隣近所で声を掛け合うなど、日ごろから のコミュニケーションづくりに心がける。

11 その他

- (1) 避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者(地域等) から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まるが、災害時の避難行動の 支援が必ずなされることを保証するものではない。
- (2) この計画は、必要に応じて見直しを行う。
- (3) この計画は、平成27年1月5日から実施する。

1 避難支援フロー



避難支援等関係者

(災害の恐れがなくなった時)

名簿回収

※避難支援等関係者への事前共有については、受領書の提出が必要

避難支援等関係者

(名簿更新時)

名簿回収及び提供